第二条の二第一項第一号中「クリミア－コンゴ出血熱ウイルス」を「クリミア・コンゴ出血熱ウイルス」に、「ダニ媒介性脳炎ウイルス」を「ダニ媒介脳炎ウイルス（ロシア春夏脳炎ウイルスに限る。）」に、「チクングニヤウイルス」を「チクングニアウイルス」に、「ハンターンウイルス」を「ハンタンウイルス」に、「ラッサ熱ウイルス」を「ラッサウイルス」に改め、同項第二号中「アルゲンチネンス菌」の下に「、ウェルシュ菌（イプシロン毒素産生型のものに限る。）」を加え、「、ガス壊疽菌、Q熱リケッチア」を削り、「小コロニー型」の下に「、コクシエラ属バーネッティイ」を加え、同項第三号中「ウェルシュ菌毒素」の下に「（アルファ、ベータ1、ベータ2、イプシロン又はイオタの毒素に限る。）」を、「コレラ毒素」の下に「、志賀毒素」を加え、「、赤痢菌毒素」を削り、同条第二項第二号イ（二）及び（三）中「ことができるように」を「ように」に改め、同号イ（三）中「又は」を「及び」に改め、同号ロ（二）及び（三）中「ことができるように」を「ように」に改め、同号ロ（三）中「又は」を「及び」に改める。

第三条第三号ト中「及び」を「、」に改め、「ポンプ」の下に「及びガスタービン」を加え、同号に次のように加える。

ル　液体ロケット推進装置の燃焼室又はノズルであって、前号イ（三）に該当する貨物に使用することができるもの

第三条第六号中「サーボ弁又は推進薬の制御装置に使用することができるポンプ」を「推進薬の制御装置に用いられるサーボ弁、ポンプ又はガスタービン」に、「又はニ」を「、ニ又はホ」に改め、同号ニ中「ポンプであって、」を「液体推進薬用のポンプであって、最大動作時の」に改め、同号に次のように加える。

ホ　液体推進薬のターボポンプ用のガスタービンであって、最大動作時の軸の回転数が一分につき八、〇〇〇回転以上のもの

第三条第六号の二中「使用できる」を「用いられる」に改め、同条第七号ホ中「国際規格ＩＳＯ二五九一（一九八八）」を「国際規格ＩＳＯ二五九一―一（一九八八）」に改め、同号に次のように加える。

エ　アジ化ジメチルアミノエチル

テ　ポリグリシジルニトレート

第三条第二十四号イ中「（一）から（三）までのすべて」を「（一）及び（二）」に改め、（一）を削り、（二）を（一）とし、（三）を（二）とし、同号ロ中「（一）から（三）までのすべて」を「（一）及び（二）」に改め、（一）を削り、同号ロ（二）中「五五度」を「八〇度」に改め、同号ロ中（二）を（一）とし、（三）を（二）とする。

第四条第三号中「、触媒」を「若しくは触媒」に改め、「重合化」の下に「又は架橋」を加え、「若しくは」を「又は」に改め、同条第五号中「7」を「8」に改め、同条第七号ハ中「すべて」を「全て」に改め、同号ハ（二）に次のように加える。

8　プラズマ噴霧法

第四条第十二号中「セラミックの材料となる物質」を「セラミック粉末若しくは」に、「又はセラミック複合材料」を「、セラミック複合材料又はセラミックの材料となる前駆物質」に改め、同号イ中「ほう化物」の下に「を用いて製造したセラミック粉末」を加え、同号ホを次のように改める。

ホ　セラミックの材料となる前駆物質であって、次のいずれかに該当するもの

（一）　ポリジオルガノシラン

（二）　ポリシラザン

（三）　ポリカルボシラザン

第四条第十三号ロを次のように改める。

ロ　削除

第四条第十五号ニ（二）中「第十三号ロ」を「第十三号ニ」に改める。

第五条第二号ホ（二）中「国際規格ＩＳＯ二三〇／二（二〇〇六）で定める測定方法により測定したときの」を削る。

第六条第一号ホ（二）1及び2中「毎秒以上の」を「毎秒を超える」に改め、同号ト（一）中「五〇〇以上の」を「七〇〇を超える」に改め、同号ト（二）中「あたり二〇〇ギガビット」を「当たり五〇〇ギガビット」に改め、同条第二号リを次のように改める。

リ　ハーモニックミクサ又はコンバータであって、次のいずれかに該当するもの

（一）　スペクトラムアナライザーの周波数帯域を九〇ギガヘルツ超に拡張するように設計したもの

（二）　信号発生器の動作範囲を拡張するように設計したものであって、次のいずれかに該当するもの

1　周波数帯域が九〇ギガヘルツを超えるもの

2　周波数帯域が四三・五ギガヘルツ超九〇ギガヘルツ以下であって、出力が一〇〇ミリワット（二〇ディービーエム）を超えるもの

（三）　ネットワークアナライザーの動作範囲を拡張するように設計したものであって、次のいずれかに該当するもの

1　周波数帯域が一一〇ギガヘルツを超えるもの

2　周波数帯域が四三・五ギガヘルツ超九〇ギガヘルツ以下であって、出力が三一・六二ミリワット（一五ディービーエム）を超えるもの

3　周波数帯域が九〇ギガヘルツ超一一〇ギガヘルツ以下であって、出力が一ミリワット（〇ディービーエム）を超えるもの

（四）　マイクロ波用試験受信機の周波数帯域を一一〇ギガヘルツ超に拡張するように設計したもの

第六条第二号ヲを次のように改める。

ヲ　発振器又は発振機能を有する組立品であって、動作周波数とオフセット周波数の隔たりが一〇ヘルツ以上一〇キロヘルツ以下のいずれかの周波数帯域において、搬送波に対する一ヘルツ当たりの単測波帯位相雑音の比が次に掲げる式により算定した値未満のもの

$$20\log_{10}\left(\frac{\text{メガヘルツで表した動作周波数}}{\text{ヘルツで表した動作周波数とオフセット周波数の隔たり}}\right) - 20\log_{10}\left(\frac{\text{ヘルツで表した動作周波数とオフセット周波数の隔たり}}{1}\right) - 126$$

第六条第二号ワ（六）及び（七）中「七五ギガヘルツ」を「九〇ギガヘルツ」に改め、同条第十号中「イ及びロ」を「イからハまでの全て」に改め、同号に次のように加える。

ハ　過渡的信号又は非周期的信号をトリガーにより取得するもの

第六条第十二号中「無線周波数分析器」を「スペクトラムアナライザー」に改め、同号イ中「三七・五ギガヘルツ」を「三七ギガヘルツ」に改め、同号ロ中「四十三・五ギガヘルツ超七五ギガヘルツ」を「四三・五ギガヘルツ超九〇ギガヘルツ」に改め、同号ハ中「七五ギガヘルツ」を「九〇ギガヘルツ」に改め、同号ニ（一）中「八五メガヘルツ」を「一七〇メガヘルツ」に改め、同条第十三号中「周波数シンセサイザーを用いた信号発生器のうち、合成出力周波数の精度及び安定度が入力周波数又は当該装置の基準参照発振器によって規定されるもの」を「信号発生器」に改め、「周波数シンセサイザーを用いた信号発生器であって、」を削り、同号イ中「七五ギガヘルツ」を「三七ギガヘルツ」に改め、同号イ（一）中「一〇〇ナノ秒」を「二五ナノ秒」に改め、同号ロ中「七五ギガヘルツ」を「九〇ギガヘルツ」に改め、同号ハ（二）中「一〇・六ギガヘルツ」を「三一・八ギガヘルツ」に、「二・二ギガヘルツ」を「二・一ギガヘルツ」に改め、同号ハ（三）を次のように改める。

（三）　削除

第六条第十三号ハ（四）中「四三・五ギガヘルツ」を「三七ギガヘルツ」に、「合成出力周波数範囲」を「出力周波数範囲」に改め、同号ハ（五）中「四三・五ギガヘルツ超五六ギガヘルツ」を「三七ギガヘルツ超九〇ギガヘルツ」に、「合成出力周波数範囲」を「出力周波数範囲」に、「五五〇メガヘルツ」